南部町建設工事最低制限価格制度実施要領(令和2年訓令第26号)新旧対照表

改正施行日:令和4年9月15日

改 正 後

(最低制限価格の設定)

- 第3条 最低制限価格は、対象工事の予定価格(取引に係る消費税及び地方消費税相 当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった額を基準として、次の各号に定める 方法により算出した額の合計額に無作為(ランダム)係数を乗じて算出した額とす る。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合であって は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た 額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - (1) 次号に規定する以外の工事
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
 - (2) 営繕工事(電気設備工事、建設工事、機械設備工事)
 - ア 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
 - 注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額

現 行

(最低制限価格の設定)

- 第3条 最低制限価格は、対象工事の予定価格(取引に係る消費税及び地方消費税相 当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった額を基準として、次の各号に定める 方法により算出した額の合計額に無作為(ランダム)係数を乗じて算出した額とす る。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合であって は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た 額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - (1) 次号に規定する以外の工事
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
 - (2) 営繕工事(電気設備工事、建設工事、機械設備工事)
 - ア 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額
 - 注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額